

(3) 利用定員が41人以上60人以下	33単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	24単位
(5) 利用定員が81人以上	18単位

注1 イについては、看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。）で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、口の常勤看護職員等配置加算(II)又はハの常勤看護職員等配置加算(III)を算定している場合は、算定しない。

2 口については、看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、ハの常勤看護職員等配置加算(III)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。

4 イからハまでについては、1の注5の(1)に該当する場合は、算定しない。

4～7 (略)	当該加算の算定に必要となる生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置し	50単位
7の2 重度障害者支援加算 イ 重度障害者支援加算(I) 口 重度障害者支援加算(II)		7単位

注1 イについては、2のイの人員配置体制加算(I)及び3の2のハの常勤看護職員等配置加算(III)を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 口については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 口の重度障害者支援加算(II)が算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に180単位を加算する。ただし、当該厚生労働大臣が定める者1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については、加算しない。

4 注3の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

5 イ及び口については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。

注1 イについては、看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。）で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、口の常勤看護職員等配置加算(II)を算定している場合は、算定しない。

2 口については、看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。

(新設)

3 イ及び口については、1の注5の(1)に該当する場合は、算定しない。

4～7 (略)	当該加算の算定に必要となる生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置し	50単位
7の2 重度障害者支援加算 イ 重度障害者支援加算(I) 口 重度障害者支援加算(II)		7単位
(新設)		
(新設)		

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等（指定障害者支援施設等を除く。以下この7の2において同じ。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 重度障害者支援加算が算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき180単位を加算する。ただし、当該厚生労働大臣が定める者1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については、算定しない。

3 注2の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に700単位を加算する。

(新設)

くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上あるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 口については、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上あるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

**ものとして都道府県知事に届け出た**

100単位

8の2 ピアサポート実施加算

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定就労継続支援B型事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。以下この注において「ピアサポート研修」という。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが、利用者に対して、就労及び生産活動について当該障害者等である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 1のハの就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は1のニの就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定していること。
- (2) ピアサポート研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を指定就労継続支援B型事業所等の従業者として2名以上（当該2名以上のうち1名は障害者等とする。）配置していること。
- (3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定就労継続支援B型事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

9 (略)

10 医療連携体制加算

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| イ 医療連携体制加算(I)          | 32単位  |
| ロ 医療連携体制加算(II)         | 63単位  |
| ハ 医療連携体制加算(III)        | 125単位 |
| ニ 医療連携体制加算(IV)         |       |
| (1) 看護を受けた利用者が1人       | 800単位 |
| (2) 看護を受けた利用者が2人       | 500単位 |
| (3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 | 400単位 |
| ホ 医療連携体制加算(V)          | 500単位 |

くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上あるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 口については、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上あるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

(新設)

9 (略)

10 医療連携体制加算

- |                |       |
|----------------|-------|
| イ 医療連携体制加算(I)  | 500単位 |
| ロ 医療連携体制加算(II) | 250単位 |
| (新設)           |       |
| (新設)           |       |

ハ 医療連携体制加算(III)

500単位

**[十五] 介護給付費等単位数表第14の3の6の注2の加算を算定すべき指定自立生活援助事業所の施設基準**

指定障害福祉サービス基準第二百六条の二十において準用する指定障害福祉サービス基準第二百六条の十に規定する運営規程において、当該指定自立生活援助事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

**[十六] 指定共同生活援助の施設基準**

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

- (1) 重度障害者支援加算(I)を算定すべき場合の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

(一) 指定障害福祉サービス基準第二百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第15の1の6の注1に規定する者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員が配置されていること。

(二) 指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は第二号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）附則第四条に規定する第二号研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シートを作成すること。

(三) 指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）又は第三号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が百分の二十以上であること。

- (2) 重度障害者支援加算(I)を算定すべき場合の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

(1) (一)の基準に該当すること。

(二) 指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シートを作成すること。

(三) 指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）又は第三号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が百分の二十以上であること。

口

ハ 介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算又は同6の4の強度行動障害者体験利用加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

第十一号ニの規定を準用する。  
二 介護給付費等単位数表第15の7のトの医療連携体制加算(V)を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

**[七] 指定共同生活援助の施設基準**

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

(新設)

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第二百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第15の1の6の注に規定する者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員が配置されていること。

(2) 指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は第二号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十一年厚生省令第四十九号）附則第四条に規定する第二号研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シートを作成すること。

(3) 指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）又は第三号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が百分の二十以上であること。

口

(略)

ハ 介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

第四号ニの規定を準用する。

二 介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算(V)（第七号の二及び第八号口において「医療連携体制加算(V)」という。）を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する指定共同生活援助事業所の施設基準

- (1) (3)  
(略)

(新設)



2 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案（法第 5 条第 22 項に規定するサービス等利用計画案をいう。）を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が 3 月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から 3 月を経過する日以後に、月に 2 回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合は、所定単位数に 300 単位に当該面接をした月の数（3 を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。

4 主任相談支援専門員配置加算 100 単位

注 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

(削る)  
(削る)  
(削る)  
(削る)

5 (略)

6 退院・退所加算 200 単位

注 障害者支援施設、のぞみの園（法第 5 条第 1 項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 2 項に規定する救護施設若しくは同条第 3 項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 3 条に規定する刑事施設、少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 3 条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 7 項に規定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成 11 年法律第 93 号）第 15 条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 62 条第 3 項若しくは第 85 条第 3 項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第 62 条第 2 項の救護若しくは同法第 85 条第 1 項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき 3 回を限度として所定単位数を加算する（3 の初回加算を算定する場合を除く。）。

(新設)

4 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1 月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。

イ 特定事業所加算(I)	<u>500 単位</u>
ロ 特定事業所加算(II)	<u>400 単位</u>
ハ 特定事業所加算(III)	<u>300 単位</u>
三 特定事業所加算(IV)	<u>150 単位</u>

5 (略)

6 退院・退所加算 200 単位

注 障害者支援施設、のぞみの園（法第 5 条第 1 項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 2 項に規定する救護施設若しくは同条第 3 項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 3 条に規定する刑事施設、少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 3 条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 7 項に規定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成 11 年法律第 93 号）第 15 条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 62 条第 3 項若しくは第 85 条第 3 項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第 62 条第 2 項の救護若しくは同法第 85 条第 1 項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき 3 回を限度として所定単位数を加算する（3 の初回加算を算定する場合を除く。）。

(削る)  
(削る)  
(削る)  
(削る)

## 5・6 (略)

## 7 保育・教育等移行支援加算

注 指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに定める単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(3)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに定める単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

掲げる

掲げる

(1) 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下この注において「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合 100単位

(2) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） 300単位

(3) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） 300単位

## 8 (略)

## 9 集中支援加算

注 指定障害児相談支援事業者が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、障害児1人につき1月に1回を限度として、それぞれ300単位を加算する。

(1) 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

(2) サービス担当者会議（指定基準第15条第2項第10号に規定するサービス担当者会議を行う。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

イ 特定事業所加算(I)  
ロ 特定事業所加算(II)  
ハ 特定事業所加算(III)  
(II) 特定事業所加算(IV)

## 5・6 (略)

(新設)

500単位  
400単位  
300単位  
150単位

7 (略)  
(新設)

八

機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) イの(1)の(一)、(三)から(五)まで及び(九)の基準に適合すること。

(2) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) イの(1)の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。

イの(2)の(三)の基準に適合すること。

イの(2)の(一)及び(二)の基準に適合すること。

専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) (1)ハの(2)の(一)及び(二)の基準に適合すること。

専ら指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上を常勤とするとともに、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ハの(2)の(一)及び(二)の基準に適合すること。

算定告示別表の3の注<sup>1</sup>の厚生労働大臣が定める基準

一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号。以下「算定告示」という。）別表の3の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 新規に障害児支援利用計画（法第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画をいいう。口において同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者（法第二十四条の二十六第一項に規定する「障害児相談支援対象保護者」をいう。口において同じ。）に対して指定障害児支援（同項第一号に行つた場合

口 障害児支援利用計画を作成する月の前六月間において、障害児通所支援又は障害福祉サービス（障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を利用している

い障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行つた場合

口 障害児支援利用計画を作成する月の前六月間において、障害児通所支援又は障害福祉サービス（障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を利用してない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行つた場合

ト  
ル

第五条 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第七条の規定による改正後の厚生労働大臣が定める基準第三十九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(1) に限る。)

次の(1)及び(2)に掲げるものを指定自立生活援助事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(一) 法第四条第一項に規定する障害者(以下この(1)及び(2)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと都道府県知事が認める者

(二) 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員

者のいづれか

法第四条第一項に規定する障害者(以下この(1)及び(2)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと都道府県知事が認める者を指定自立生活援助事業所の従業者として常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(2) に限る。)

第六条 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第三十三条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第七号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(1) に限る。)

次の(1)及び(2)に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(一) 法第四条第一項に規定する障害者(以下この(1)及び(2)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと市町村長が認める者

(二) 管理者、相談支援専門員その他指定計画相談支援に従事する者

者のいづれか

法第四条第一項に規定する障害者(以下この(1)及び(2)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと市町村長が認める者を指定特定相談支援事業所の従業者として常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

者

(2) に限る。)

第七条 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第三十四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法

第七号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(1) に限る。)

次の(1)及び(2)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(一) 障害者総合支援法第四条第一項に規定する障害者(以下この(1)及び(2)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと市町村長が認める者

(二) 管理者、相談支援専門員その他指定障害児相談支援に従事する者

者

に限る。)又はこれに準ずるものとして市町村長が認める研修

障害者総合支援法第四条第一項に規定する障害者(以下この(1)及び(2)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと市町村長が認める者を指定障害児相談支援事業所の従業者として常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(2)	(1)
者	に限る。)
者のいづれか	次の(1)及び(2)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

第八条 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第三十五条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(以下この条において「新地域相談支援基準」という。)第三号(新地域相談支援基準第八号において準用する場合を含む。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(1) に限る。)

に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事(「地方自治法」(昭和二十二年法律第六十七条)第二百五十二条の二の二)が認める研修修了者(以下「中核市」という。)にあつては、指定都市又は中核市の市長